

平成28年第1回 飯塚市議会会議録第6号

平成28年3月18日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第24日 3月18日（金曜日）

第1 各常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 1号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)
- (2) 議案第 2号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- (3) 議案第 3号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第 4号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第 5号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
- (6) 議案第 6号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
- (7) 議案第 7号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)
- (8) 議案第27号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- (9) 議案第28号 飯塚市行政不服審査会条例
- (10) 議案第29号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例
- (11) 議案第31号 飯塚市職員の退職管理に関する条例
- (12) 議案第32号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- (13) 議案第34号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (14) 議案第35号 飯塚市職員の給与に関する条例及び飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (15) 議案第40号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例
- (16) 議案第43号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- (17) 議案第44号 変更契約の締結(飯塚市新庁舎建設工事)
- (18) 議案第51号 飯塚市過疎地域自立促進計画を定めること
- (19) 議案第76号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)
- (20) 請願第 5号 玄海原発再稼働について九州電力(株)に対して公開の説明会開催を申し入れることを求める請願

2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第12号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計予算
- (2) 議案第13号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計予算
- (3) 議案第14号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
- (4) 議案第26号 平成28年度飯塚市立病院事業会計予算
- (5) 議案第30号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第38号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第39号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 議案第53号 専決処分の承認(平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第5号))

3 市民文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算
- (2) 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度飯塚市学校給食事業特別会計予算
- (3) 議案第 3 6 号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第 3 7 号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第 4 2 号 飯塚市消費生活センター条例
- (6) 議案第 4 5 号 変更契約の締結((仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(1 工区)工事)
- (7) 議案第 4 6 号 変更契約の締結((仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(電気設備・その 1)工事)
- (8) 議案第 4 7 号 変更契約の締結((仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(給排水衛生設備・その 1)工事)
- (9) 議案第 4 8 号 変更契約の締結((仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(空調設備)工事)
- (10) 議案第 4 9 号 財産の無償貸付け(ふれあい広場)
- (11) 議案第 5 0 号 指定管理者の指定期間の変更(飯塚市斎場)
- (12) 議案第 7 7 号 飯塚市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- (13) 請願第 4 号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 8 号 平成 2 7 年度飯塚市水道事業会計補正予算(第 2 号)
- (2) 議案第 9 号 平成 2 7 年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第 2 号)
- (3) 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第 2 号)
- (4) 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算
- (5) 議案第 1 6 号 平成 2 8 年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
- (6) 議案第 1 7 号 平成 2 8 年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
- (7) 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
- (8) 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度飯塚市駐車場事業特別会計予算
- (9) 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
- (10) 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度飯塚市水道事業会計予算
- (11) 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算
- (12) 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度飯塚市下水道事業会計予算
- (13) 議案第 3 3 号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (14) 議案第 4 1 号 飯塚市中小企業振興基本条例
- (15) 議案第 5 2 号 市道路線の認定

第 2 平成 2 8 年度一般会計予算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第 1 1 号 平成 2 8 年度飯塚市一般会計予算

第 3 議会運営委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 請願第 6 号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願

第 4 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第 5 4 号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 2 議案第 5 5 号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 3 議案第 5 6 号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 4 議案第 5 7 号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること

- 5 議案第58号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 6 議案第59号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 7 議案第60号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 8 議案第61号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 9 議案第62号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 10 議案第63号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 11 議案第64号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 12 議案第65号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 13 議案第66号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 14 議案第67号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 15 議案第68号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 16 議案第69号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 17 議案第70号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 18 議案第71号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 19 議案第72号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 20 議案第73号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 21 議案第74号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 22 議案第75号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第5 議会選出各種委員等の選出

- 1 国民健康保険運営協議会委員
- 2 中小企業融資制度審議会委員
- 3 飯塚市社会福祉協議会評議員

第6 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第1号 大規模太陽光発電設備の立地に関する決議
- 2 議員提出議案第2号 大規模太陽光発電設備の開発に関する意見書の提出
- 3 議員提出議案第3号 子ども・子育て支援新制度に対する意見書の提出
- 4 議員提出議案第4号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書の提出
- 5 議員提出議案第5号 一般国道201号八木山バイパスの早期4車線化等に関する意見書の提出
- 6 議員提出議案第6号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の提出
- 7 議員提出議案第7号 地方公会計の整備促進に係る意見書の提出

第7 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第1号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)
- 2 報告第2号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)

第8 署名議員の指名

第9 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(鯉川信二)

これより、本会議を開きます。

各常任委員会に付託していました、「議案第1号」から「議案第10号」までの10件、「議

案第12号」から「議案第53号」までの42件、「議案第76号」、「議案第77号」、「請願第4号」、及び「請願第5号」以上56件を一括議題といたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

総務委員会に付託を受けました議案19件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第1号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、地域振興費、バス路線維持負担金について、増加傾向にある民間路線バスの赤字を減らすために、どのような努力をしているのかということについては、路線バス利用促進に関する福岡県内一斉キャンペーンを県と連携しながら取り組んでおり、啓発チラシやグッズの配布、市報やホームページによる啓発活動を行っている。また、運行事業者に対しても、運行経費の削減、利用者増に向けた効率的な運行内容の検討について依頼しているという答弁であります。

次に、今回の補正予算の大半は、人事院勧告による人件費の増額となっているが、財源には何を充てているのかということについては、財政調整基金を取り崩して充当しているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第2号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第3号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第4号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、「議案第5号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第6号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第7号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）」及び「議案第35号 飯塚市職員の給与に関する条例及び飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、以上7件については、関連があるため一括議題とし、執行部から、補正予算書及び議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第76号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の補正予算は、国の補正予算に伴い「特に緊急対応」として位置づけられた事業について補正するものであるが、計上される3事業を緊急性があると判断した理由は何かということについては、仕事の創生など先駆的なモデルとなるような事業について、国が示した対象事業や基準をもとに検討したものであるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、詳しくは本会議で述べるが、本案には、マイナンバー関連の事業が含まれていること、また、事業の優先度についての検討が不十分と考えるため反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」、及び「議案第28号 飯塚市行政不服審査会条例」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の条例改正により、不服申立てが審査請求に一元化されるが、審査請求者は審査に際し、意見を陳述することができるのかということについては、審査請求が出され、行政不服審査会に諮問される前に、まず審理員が審査請求人に意見陳述の機会を与えることになるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定い

たしました。

次に、「議案第29号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査をいたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回提出された条例は、改正前の政治倫理条例と比較しても、とりあえず穴をふさぐレベルのものであるため、内容を強化するべきではないかということについては、本条例は、飯塚市政治倫理条例の改正に伴い、市長の資産公開が空白にならないために提出したもので、政治倫理条例とは性質を異にするものであり、政治倫理条例の強化については、別個に議論すべき問題であると考えているという答弁であります。

次に、今後、新たに内容を強化した条例を提出する考えはないのかということについては、今のところは何も決めていないが、いろいろな意見があるので、考えていく必要はあるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、資産公開を廃止したことで市民の信用が失墜している状況の中で、もっと充実した条例を提出すべきであるため本案に反対であるという意見や、市長の資産公開においては、空白の期間をつくらない必要があり、本案に賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第31号 飯塚市職員の退職管理に関する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本条例では、退職者が就職した事業所に有利になるよう働きかけることを禁止しているが、不利益とならないよう働きかけることも該当するのかということについては、規制の対象となるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第32号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第34号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第40号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例」、及び「議案第43号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、以上4件については、それぞれ執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第44号 変更契約の締結（飯塚市新庁舎建設工事）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、先行掘削工事において変更前と変更後の数字を市はどのように確認したのかということについては、市職員と設計コンサルとで現場立会を行い確認したという答弁であります。

次に、掘削工事における先端ビットの数が変更されているが、どのように確認したのかということについては、使用したビットを並べて撮影された写真により確認しているという答弁であります。

次に、職員が現場で直接確認していないのはなぜかということについては、定期的な検査等は行っているが、掘削工事は数十日間の工程があるため、常駐はしていないという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、本案には、市職員や来庁者の命に直接かかわる基礎工事において、職員が現場で確認を行わず、これだけの工事が正しくなされたか疑念があるため、反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第51号 飯塚市過疎地域自立促進計画を定めること」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、先の本会議において審査要望のあっておりました、「ICTを活用した地域活性化」に

関し、筑穂地域での現在の整備状況はどうなっているのかということについては、筑穂地域での光ネットサービスの提供範囲や住民基本台帳等で勘案すれば、筑穂地域の人口の約7割から8割が利用可能であると推測されるという答弁であります。

次に、過疎地域での実証実験は行わないのかということについては、本市では、メールマガジン、スマートフォンアプリ、フェイスブック等の構築を検討しており、最も効率的で、より多くの市民へ情報伝達できる仕組みを研究し、地域活性化へつながる取り組みを行う中で、まずは利用者の実態把握が必要であり、実証実験の内容や方法等についても研究していくという答弁であります。

次に、過疎地域の情報化促進としてICT戦略の具体的な構想はあるのかということについては、現時点では具体的な構想はないが、過疎地域に限らず、ICT戦略を念頭に地域情報化を考える必要があり、具体的な構想について検討していきたいという答弁であります。

次に、審査における質疑応答の主なものとして、この計画の目的は何かということについては、地域の活性化に資することであり、住民福祉の向上や地域経済の活性化により、地域格差の是正を図ることであるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第5号 玄海原発再稼働について九州電力（株）に対して公開の説明会開催を申し入れることを求める請願」については、慎重に審査するという事で、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、議案第51号には賛成の立場から、議案第29号、第44号、第76号には反対の立場から討論を行います。

まず賛成する議案です。飯塚市過疎地域自立促進計画を定めることについては、筑穂地域を対象にするもので、返済の7割を国が責任を持つという特別の借金枠を活用できる5カ年計画を平成28年度からさらに行うものです。過疎地域自立促進特別措置法には、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与するとあります。今回の計画を見ると、10項目、基本的な事項、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興と集落の整備、その他地域の自立促進に必要な事項について、現況と問題点、その対策、計画が法律に基づいて書き込んであります。

掲げた事業147件を全て行おうとすれば、平成28年度を最終年度とする中心市街地活性化事業を上回る115億円規模となるとの説明であります。合併後の10年間の歩みを振り返ると、自立促進計画によってポンプ付き消防車など、消防力整備など、生活環境の整備等に一定の貢献がありました。しかしながら、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」とうたった第1次総合計画にも関わらず、無料で地域をこまめに走って親しまれてきたコミュニティバスが有料になった上に、内住、大野、内野方面から完全に消え、JR九郎原駅は、昼間は普通列車が通過する事態となり、内野小学校の廃止につながる学校再編計画、ごみ袋の値上げ、筑穂園での火葬料の有料化などの住民負担の増加、とりわけ、住民サービスと防災のセンターとなる役場の機能の大規模な縮小など、過疎地域対策に逆行する事態が広がっています。今

回、計画においては、この逆行を断ち切り、真に過疎地域対策に貢献する運用が求められており、現在策定中の第2次総合計画など重要な基本計画は住民福祉の増進を目標にすると明確に書き込むとともに、どこに住んでも、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進める市の決意が求められます。

今回計画は、筑穂地域が福岡都市圏と筑豊地域を結ぶ重要な位置にあること、JRの駅や、支所周辺では、拠点性を有した地域が存在すると指摘したうえで、産業的には農業が基幹産業となっており、自然を生かしたサンビレッジ茜のような優れた野外レクリエーション施設も備えています。地域住民には、地域を大切にする意識が強く根付いており、このような住民の力を活用して、まちの活性化につながるような人材ネットワークの構築や、長崎街道、宿場施設等の、文化、歴史的遺産を活用し、加えて、福岡都市圏のベッドタウンとしての定住化と交流促進をキーワードに、ひと、自然、文化、産業が共生した活力あるまちづくりを、飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図りながら推進するとしています。

産廃の最終処分場問題の解決を含め、自然環境を生かして、真にこの方向を追求するならば、住民犠牲の行財政改革を改めるとともに、市農林課を筑穂支所に移設することも含めて、支所機能を充実させることが不可欠です。なお、教育の振興の項においては、国の法律の組み立てから外れて、学校教育と社会教育の他にわざわざ人権同和教育の項目をおこし、あらゆる機会をとらえて、人権啓発講演会等を開催し、住民一人一人の人権意識の高揚を図る必要があるなどとしているのは、人権にとって最も大切な1つである内心の自由を行政が侵しかねない文言が押し込まれていることを厳しく指摘しておきます。

次に、反対する議案についてです。まず、飯塚市長の資産等の公開に関する条例案は、昨年12月定例会で政治倫理条例の一部改正により、市長の資産報告に関する規定が失われたことから、とりあえず空白を埋めるために、国の法律の範囲内のものを提出したとの説明であります。ところが、この条例案には12月議会で改正されたとはいえ、3月31日まで有効で生命力を持つ、改正前の政治倫理条例に掲げられた極めて重要な2つの規定が欠落しています。その第1は、目的、第1条、この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長及び市議会議員が、市民全体の奉仕者としてその人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による市への影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないように、必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信任に応え、併せて、市民も市政に対する正しい認識と自覚のもとに、正常で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。第2は、市長等及び議員の責務、第2条、市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。この2点であります。しかも今回、提出の条例では、市長は資産報告を提出し、公開するだけで、改正前の政治倫理条例にあった政治倫理審査会による審査はありません。この私の指摘に対して、市長はとりあえず空白期間をつくらないために提出したとの説明です。しかし、その程度のことでは本当にいいのでしょうか。今年度の一般会計予算規模は717億円で過去最大規模。特別会計、企業会計を合わせると、約1300億円にもなります。これほどの事業展開になるのに空白を作らないことだけを理由に理念もなければ審査もない。副市長も、上下水道事業管理者、教育長も対象から外す条例案を到底認めることはできません。

次に、新庁舎建設工事に関する変更契約は、減額とはいえ安全性の確保に大きくかかわる基礎工事を市が常時チェックしておらず、今回変更においても数量を写真で数えるという有様であり、変更額に疑義があるため認められません。

最後に、平成27年度一般会計補正予算案（第7号）は、国からの地方創生加速化交付金6200万円余りは、現在、116人にのぼる保育所待機児童解消など緊急課題を置き去りにしたものであり、緊急性のある課題の選定に納得ができません。また、庶民にとってリスクの大きな個人番号カードを、わずかな利便性を強調して交付を進める事業に約2200万円を投入する

予算計上もあり、認められません。

以上で私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

皆さんおはようございます。公明党の奥山亮一でございます。賛成の立場から1つ討論いたします。

「議案第29号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例」について、賛成の立場から討論いたします。昨年の、12月の定例会にて賛成多数で可決された飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例に対し、公明党は反対の立場をとっており、このたびの市長の資産等の公開については当然と考えております。ただ、今回提案された議案は、市長のみが資産等の公開を行うとなっており、特別職である副市長、上下水道事業管理者、教育長においては、資産等の公開の対象となっておりません。これは、市長と議員の資産等の公開の廃止に反対の立場から申し上げますと、この議案については空白期間を埋める必要があるとのこと。また、先日、市長から答弁された、今後、内容等について考えていく必要があるということですので、本議案の飯塚市長の資産等の公開に関する条例については賛成といたします。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第1号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)」、「議案第2号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、「議案第3号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」、「議案第4号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、「議案第5号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第6号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第7号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」、「議案第27号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」、及び「議案第28号 飯塚市行政不服審査会条例」、以上9件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案9件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第29号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第31号 飯塚市職員の退職管理に関する条例」、「議案第32号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第34号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第35号 飯塚市職員の給与に関する条例及び飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第40号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例」、及び「議案第43号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、以上6件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案6件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第44号 変更契約の締結(飯塚市新庁舎建設工事)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第51号 飯塚市過疎地域自立促進計画を定めること」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第76号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「請願第5号 玄海原発再稼働について九州電力(株)に対して公開の説明会開催を申し入れることを求める請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、厚生委員長の報告を求めます。16番 吉田健一議員。

○16番(吉田健一)

厚生委員会に付託を受けました、議案8件について審査した結果を報告いたします。

「議案第12号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」につきましては、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、平成27年度と比較して、歳入の国民健康保険税の減収が見込まれるとなっているが、その理由についてはという質疑に対し、被保険者数の減、及び軽減対象範囲の拡大が主な要因であるという答弁でございます。

以上のような審査ののち、委員の中から高すぎる保険税によって、被保険者が苦しい生活を強いられている。一般会計からの繰り入れにより、保険税の引き下げなどの施策を行うべきであり、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第13号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から保険料も高く、安心して介護を受けられる状況ではないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から後期高齢者を他の保険制度と分ける本制度には反対のため、本案について反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第26号 平成28年度飯塚市立病院事業会計予算」につきましては、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第30号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、市の中心的体育施設である第一体育館の施設整備について調査審議するため、新たに「体育館等施設整備検討委員会」を設置するとの説明で、委員の構成はどのように考えているのかということについては、まだ決定はしていないが、有識者、市民各層からの利用者及び公募等により、17名程度の委員構成を検討しているという答弁であります。

この答弁を受けて、広く市民が利用する施設であるため、市民の声が反映できるように配慮してほしいという意見が出されました。

次に、第一体育館の施設整備にあたり、市内の利用者だけではなく、市外からも多くの人を集めてイベントができるような施設にするためには、立地条件や交通の便がよいこと、大きなスタンドを持つ施設にすることや、他のスポーツ施設を併設することなど、周辺環境を含めて整備することが必要であるが、どのように考えているのかという質問に対しては、スポーツによる市の活性化やまちづくりなどの視点からも体育施設の存在意義はあると考えているため、できる限り、市民に納得していただける周辺施設の整備に努めていきたいと考えており、検討委員会では、今後の飯塚市のメインのスポーツ施設となる施設のあり方について、広く意見をいただくようにしているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第38号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきましては、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとしては、なぜ、飯塚子育て支援センターと街なか子育てひろばを統合するのかということについては、街なか子育てひろばは中心市街地に設置されるため、子育ての相談窓口やひろばとしての機能のより一層の充実ができるものと考えているという答弁であります。

この答弁を受けて、穂波、飯塚の子育て支援センターが統合等により廃止になっている経緯も踏まえ、それぞれの子育て支援センターの利用者が、街なか子育てひろばを利用していただける体制づくりに努めてほしいという意見が出されました。

以上のような審査ののち、委員の中から市民はそれぞれの地域で子育てをされており、統合すべきではないと考えるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第39号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、県の改正にあわせて本市の助成制度を改正する理由はなにかということについては、子ども医療費助成制度は県の補助事業であるため、2分の1が補助対象となるが、市独自の助成事業は補助対象外となっている。今回の県制度の改正により、これまで補助対象外となっていた小学生の入院、外来診療にかかる事業費についても補助対象となるため、この財源を活用し、助成の対象年齢拡大等を行うものであるという答弁であります。

次に、小学生の外来診療にかかる自己負担の限度額を600円から1200円に引き上げる理由についてはなにかということについては、限られた財源の中で安定的な制度運営を行う必要があることから、未就学児は、外来、入院診療ともこれまでどおり自己負担なしとする一方、小学生の外来診療にかかる自己負担額の上限は県にあわせて見直したものである。また、外来診療では対象年齢を小学校6年生まで、医療費の負担がかなり重い入院診療では高校生世代まで拡大を行うものである。子ども医療費助成制度は、あくまでも子育て支援施策の一つであるということと、将来にわたり持続可能な制度にしたいということからこのような改正を行ったものであるという答弁であります。

次に、小学生の外来診療にかかる自己負担額を引き上げることにより、子育て家庭にとって負担増となるのではないのかということについては、小学校1年生から3年生までの児童を持つ家庭では、自己負担額の1月あたりの限度額が600円から1200円となるため、負担増となるが、今回の改正で、外来診療では、小学校4年生から6年生までの児童についても助成の対象としたことで、切れ目のない支援を行うことができるようになったことや、医療費が高額となる入院診療費の助成対象も高校生世代まで拡大により、全体として見れば、子育て世代の負担軽減がより図られるものと考えているという答弁であります。

この答弁を受けて、本市は子どもを産み育てやすいまちづくりを目指しており、保育士の確保なども含めた総合的な子育て環境の改善に努めてほしいという意見が出されました。

以上のような審査ののち、委員の中から小学校1年生から3年生までの自己負担額をふやすことから、本案については反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、最後に「議案第53号 専決処分の承認（平成27年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）」については、執行部から予算書並びに「臨時福祉給付金の支給に関する」資料に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生委員会の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

厚生委員長長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

おはようございます。日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの厚生委員長長の報告のうち、議案第12号、議案第13号、議案第14号及び議案第38号、議案第39号について反対の立場から討論を行います。議案第12号 国民健康保険特別会計予算は、全体の被保険者数、世帯数が減少する中で、7割、5割、2割の減免は、世帯も人数もふえています。このように国民健康保険税の収入は減収になっています。したがって、国保は財政難、国保税の引き上げ、滞納増という悪循環を抜け出せなくなっています。飯塚市の国民健康保険税は、県下で今一番高くなっています。法定外繰り入れを行い、保険税を引き下げる努力も行われていません。

社会保障、住民福祉としての立場に立たずに、保険税が高すぎて払えずに滞納すると、保険証の取り上げ、短期証の発行が行われています。命と暮らし、健康を守る立場に立っていないため、認められません。

議案第13号 介護保険特別会計予算は、見直しのたびに引き上げられる高い保険料、保険料を無理やり払っても利用すれば、利用料の負担が重くのしかかります。また、要支援は、介護から外され安上がりの制度へと変更されるなど、安心して介護を受けられる制度になっていないため、認められません。

次に、議案第14号 後期高齢者医療特別会計予算です。高齢者の医療費の一定割合を保険料で賄う仕組みです。福岡県が全国で一番高い保険料になっています。保険料の改定が行われ、均等割で499円のマイナス、所得割で0.3%下がっているそうです。しかし、この間、高齢者の主要な収入である年金は引き下げられ、消費税の増税、アベノミクスによる物価高により、高齢者の方の暮らしは大変になっています。高齢者を差別する後期高齢者医療制度は廃止すべきであり、認められません。

次に、議案第38号 子育て支援センター条例の一部を改正する条例は、菰田にある飯塚子育て支援センターを廃止し、東町にある街なか子育てひろばを本町東に新築移転するものです。飯塚子育て支援センターの廃止の理由は、新しくできる街なか子育てひろばは、中心市街地活性化事業の中心的施設で、中活事業の成功のためにできるだけ多くの利用者に集まっていきたいとのこと。他のところの子育て支援センターは地域密着型で、街なか子育てひろばは不特定多数の方がたくさんお見えになる中核的な役割を果たすものとも言われました。子どもや子育て中のお母さん方が集まる必要があるですから、ひとたび災害等が起これば大変になる危険があります。小さい子を連れて出かけるわけです。ですから、地域にあるべきであります。子育て支援センターを廃止することは認められません。

議案第39号 子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、今回の子ども医療費

の助成制度の改正は、県が小学校1年から6年生まで支給対象を広げるのに伴い、通院を小学校6年生まで、入院を18歳まで引き上げるものです。現行制度、小学校1年生から小学校6年生の自己負担600円では総事業費で約3億5千万円。この財源として県補助金が約1億1千万円、市の負担が2億4千万円。これに対して今回の改定では、総事業費は3億9500万円。この財源として県補助金が1億7千万円、市の負担が2億2500万円となり、市の負担は現行より1500万円減額になります。また、助成を拡充する一方で、初診料の自己負担を600円から1200円に引き上げます。小学校1年生から6年生まで600円に据え置けば、市の負担は2500万円の増、自己負担をゼロにするならば、5千万円の増になります。今度の県の改正で市の負担は1500万円減ったのですから、1千万円プラスすれば、600円に据え置くことができますし、3500万円ふやせば無料にできるのです。初診料は、1医療機関ごとに支払わなければならないので、複数受診すれば、2400円、3600円にもなる場合もあるわけです。子育て家庭の経済的な負担軽減のため少子化対策、子育て支援策として取り組んできた子ども医療費助成制度です。国による不当なペナルティについても、約1億円を一般会計から繰り入れるなど取り組んでこられたわけです。自己負担はなくすべきであり、自己負担が2倍になるこの条例の改正は認められません。以上です。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

公明党の光根正宣でございます。ただいまの厚生委員長の報告の「議案第39号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」に賛成の立場から討論いたします。

今回子ども医療費につきまして、支給対象年齢の引き上げ拡大は大いに歓迎するところでございます。しかしながら、残念なのは自己負担限度額が大きくなることとございました。また、同じ医療圏の嘉麻市、桂川町との大きな差があることはよろしくないと思います。今後、近隣市町との協議をしっかりと行っていただき、自己負担額の引き下げをご検討いただくことを要望した上で、賛成といたします。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第12号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第13号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第14号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第26号 平成28年度飯塚市立病院事業会計予算」及び「議案第30号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第38号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第39号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第53号 専決処分の承認（平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」）の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

次に、市民文教委員長の報告を求めます。11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

おはようございます。市民文教委員会に付託を受けました、議案12件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第21号 平成28年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」及び「議案第22号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」、以上2件については、それぞれ執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第36号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第37号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」及び「議案第42号 飯塚市消費生活センター条例」、以上3件については、それぞれ執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第45号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（1工区）工事）」、「議案第46号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（電気設備・その1）工事）」、「議案第47号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（給排水衛生設備・その1）工事）」及び「議案第48号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（空調設備）工事）」、以上4件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、それぞれの工事で契約金額の増額の割合はどうなっているのかということについては、建築工事は1.93%、電気設備工事は0.96%、給排水衛生設備工事は1.28%、空調設備工事は1.05%の増となっているという答弁であります。

この答弁を受けて、建築工事の増額割合が、他の工事と比べて高くなっているが妥当であるのかということについては、工期延長に伴い共通仮設費等の諸経費が、工事ごとに一定の率を乗じてそれぞれ増額となっているが、建築工事については交通誘導員の人件費や仮囲いの費用等が別途増額となるため割合が高くなっているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案4件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第49号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」及び「議案第50号 指定管理者の指定期間の変更（飯塚市斎場）」、以上2件については、それぞれ執行部から議案書に基づ

き補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第77号 飯塚市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、この制度による貸与の実績はどうなっているのかということについては、平成21年度に2名へ貸与しているが、それ以降の実績はないという答弁であります。

この答弁を受けて、家庭の経済状況により同様な教育が受けられない状況があると、高校進学にも大きく影響があるので、飯塚市独自で経済状況の厳しい家庭に対して、貸与ではない別の資金助成の方法を検討してほしいという意見が出されました。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願」については、委員の中から、本請願については、県の森林審議会の動向を把握することが重要であり、それによって議会としてどう対応していくのか慎重に判断する必要があるとして継続審議としていたが、いまだ県の審議会は開催されていない状況であるため、継続審査としてほしいという意見が出され、全会一致で本件については継続審査とすることに決定いたしました。

また、本件の審査に関して、委員の中から、本請願の付託を受けてから3カ月余りが経過しており、地域住民の不安が払拭されない状態が続いていることから、大規模太陽光発電施設の設置に関する議会としての意向を表明することが必要であるとして、決議案及び意見書案が提出され、採決を行った結果、いずれも全会一致で委員会提出議案とすることが決定いたしました。

なお、委員会提出議案2件については、会議規則第14条第2項の規定に基づき、議長あてに提出いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、「請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願」の紹介議員であります。12月定例会最終日、18日ですけれども、この日に委員長報告で継続審査としたいという報告があったわけです。私は、討論でこの継続審査、認めるとともに、3つの提案をしています。審査にあたって3つの提案をしております。委員長、覚えてあると思いますけれども、この提案について、委員会ではどのように取り扱い、審査を深めていったか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

3つの提案ですけれども、討論の中でもありましたけれども、1点目の市議会として、正式に現地調査を行うことに関しましては、本年の1月14日木曜日開催の市民文教委員会において、現地調査を行っております。

また2点目の地元住民の皆さんからのご意見を伺う場をつくることに関しましては、12月15日火曜日開催の委員会の審議において委員より発言がありましたが、現在までは開催はされておられません。

3点目の地元住民や開発業者、専門家を初め、関係者の参考人招致を行うことに関しましては、委員会において現在までそのような発言はあっておりません。以上です。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員

○7番（川上直喜）

その3つのことを提案した私としては、1番は、その1カ所行っただけだと思うんで、それで

よいのかという問題があるけれども、2番、地元住民皆さんからご意見を伺う場をつくること、3番、常任の審査にあたっては、地元住民や開発業者をはじめ関係者の参考人招致を行うことと、期待したわけですがけれども、3月8日の市民文教委員会の会議録を読むと、腑に落ちないわけですよ。どういう審査を行ったのかお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

先ほどの委員長報告と若干重複する部分があると思いますけれども、委員より継続審査にしてはどうかという意見が出され、継続審査とすることが諮られ、継続審査となっております。また、大規模太陽光発電設備についての決議案及び意見書案が提出され、全会一致で委員会提出議案とすることが決定しております。以上です。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

会議録では、委員長が「本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。」と問っているんですよね。そうすると、勝田委員が、「おはようございます。」から入ってくるわけですね。そして、一言も質問しないんですよ。「質疑はありませんか。」ときたのに一言も質疑せずに、「本請願については継続審査としてはどうかと考えます。」とくるわけですよ。審査すべきことはまだあると考えて継続審査したわけでしょう。ところが、住民の切実な声はあるのにも関わらず、採択のね、一言も質疑が無いまま継続審査と。その一方で、住民がその場では求めている、請願とは直接かわりのない決議案、それから意見書案が審議されてくると。これは、住民の請願審査としては、不誠実ではないかと思えますけれども、いかがお考えですか。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今回の請願について、今回の委員会では質疑等は出ておりませんが、当初から、本請願については県の森林審議会の動向を見ながら、慎重に審議していくということで、12月の委員会、また1月の委員会で質疑等はあっておりますので、今回は、まだ県の審議会がいまだに開催されていないという状況でありますので、その動向をみるという事で、今回は継続審査とさせていただきますようになりました。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

今、市長の意見書が、まちづくりの方針と一条の開発計画は、整合性がとれていないという意見書を出したから、それで、今膠着状態になってるわけですよ。しかも森林審議会で御存じのとおり、この大事な齊藤市長の意見書が配付されていなかったわけですよ。途中で配付されてね、一旦部会でOKを出したけども、これはいけないということでやり直しになったわけですよ。そういう膠着状態です。この膠着状態を打破してね、住民の願い、要求に応えるためには、誰が1番に動かないといけないかということ市議会なんですよ。市議会が県とにらみ合いをするんじゃなくて、開発中止決議をあげていくということが急がれる訳ですよ。それで、継続審査ということになっているわけですが、このままだと、閉会中審査となりますでしょう。何を審査することになるわけですか、市民文教委員会は。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

先ほど申しましたけど、県の動向を今後見て、県の審議会が諮られて、そして、その結果をみながら、また審議していきたいと思えますし、今後の委員会の審議内容については、各位のご判断にもよりますので、答弁は控えさせていただきたいと思えます。

○議長（鯉川信二）

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの市民文教委員長報告のうち、議案第37号、議案第45号、議案第46号及び議案第47号、議案第48号について反対の立場から討論を行います。

「議案第37号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」は、小中一貫校にすることにより、幸袋小学校及び中学校の位置を変更するものです。この小中一貫校は、大きな校舎の中で1年生から9年生までの多くの子どもたちが過ごすこととなります。統廃合することにより、教師も減らされ、大きな建物の中で死角もでき、教師の目も届かなくなり、事故やいじめなど心配されるためにこの小中一貫校は、認められません。

議案第45号から議案第48号、変更契約の締結、（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設工事関連の議案です。工事の工期延長により、請負契約を変更するもので、1工区工事は約4857万円、電気設備は約345万円、給排水衛生設備は約187万円、空調設備は約222万円で、総額5612万2200円を増額するというものです。平成27年2月3日に入札が行われ、1工区工事は、鉄建・九特・赤尾特定建設工事共同企業体と契約し、工期を平成28年3月31日としましたが、今回工期を6月30日に延長するものです。この理由は、搬入道路の地盤が緩く、トラック等の出入りがスムーズにいかなかったことを挙げていますが、業者は、工期を認めて契約したはずで、業者の責任を追及すべきで、市は発注者として毅然とした態度で望むべきであり、5612万円もの増額は認められません。以上です。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は市民文教委員長報告のうち、請願第4号について、継続審査ではなく、本日採択すべきとの立場から討論を行います。

この請願は、白旗山を、山頂を含めて、森林を大規模に開発する株式会社一条工務店のメガソーラー開発について、飯塚市議会において開発中止を求める決議をすることを求めるものであります。9月14日に一条工務店は県へ林地開発許可申請を行い、同日、市の自然環境保全条例に基づき事業計画書を提出。10月3日、31日、11月9日に住民説明会、12月15日には、住民の意見書に対する一条工務店の見解書が提出され、福岡県に対する林地開発許可申請については、齊藤市長が18日、まちづくりの方針との整合性は図られておりませんとする意見書を県知事に提出、同じく18日、県議会最終日、飯塚市議会と同じく県議会も地元住民が提出した開発中止を求める請願を継続審査としました。22日に行われた福岡県森林審議会は、県当局の行為により飯塚市長意見書が審議会に配付されなかったことが明らかになり、部会への差し戻し、再審査となり、次の日程も決まっていません。また、この22日には、市の環境保全対策審議会の2回目の会合が行われ、継続的に審査することとされました。

一条工務店が強引に計画遂行を図る中、福岡県の森林審議会は地元の動きを見守ると言っており、現在最も期待されるのは、住民の立場に立って頑張ることのできる、飯塚市議会で明確に開発中止を求める決議を採択することであり、3月8日の委員会で一言も質疑がなされていな

いということは、裏を返せば、既に審議は尽くし、採択の用意ができていないということではないでしょうか。したがって、私は、継続審査ではなく、この際、本日本会議において、開発中止決議を求める請願第4号の採択を求めるものであります。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第21号 平成28年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」、「議案第22号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」及び「議案第36号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第37号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

次に、「議案第42号 飯塚市消費生活センター条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第45号 変更契約の締結（(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(1工区)工事）」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

次に、「議案第46号 変更契約の締結（(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(電気設備・その1)工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

次に、「議案第47号 変更契約の締結（(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(給排水衛生設備・その1)工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

次に、「議案第48号 変更契約の締結（(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(空調設備)工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

次に、「議案第49号 財産の無償貸付け(ふれあい広場)」、「議案第50号 指定管理者の指定期間の変更(飯塚市斎場)」及び「議案第77号 飯塚市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長

報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案3件は、いずれも原案可決されました。

次に、「請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、経済建設委員長の報告を求めます。10番 永末雄大議員。

○10番(永末雄大)

経済建設委員会に付託を受けました議案15件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第8号 平成27年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第9号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第2号)」及び「議案第10号 平成27年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」、以上3件については、関連があるため一括議題とし、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号 平成28年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、平成28年度から本格実施となるミッドナイトレースについて、1日当たりの売り上げはどう見込んでいるのかということについては、昨年行った試行実施の際には、他の公営競技との競合がなかったため、1日当たり最高7千万円ほどの売り上げがあったが、平成28年度においては、日程の関係から、他競技との競合が避けられず、1日当たり5千万円程度を見込んでいるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 平成28年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」及び「議案第18号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」、以上2件については、それぞれ執行部から予算書に基づき、補足説明を受け審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本町商店街周辺は、ダイマル跡地の開発後、駐車場が必要だと思うが、駐車場使用料収入が前年度に比べて70万9千円減となっているのはなぜかということについては、全体の利用者が若干減少傾向にあり、その実績から予算計上している。また、公設市場が仮店舗へ移動したため、東町駐車場の使用料がかなり減少しているが、今後、公設市場が戻ってくれば、ある程度増加するのではないかと考えているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第20号 平成28年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、鯉田工業団地はあと1区画残っているが、企業誘致に関連して、融資を行う金融機関との情報のやりとりは行っているのかということについては、定期的ではないが、地元金融機関にも情報収集を行っているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 平成28年度飯塚市水道事業会計予算」、「議案第24号 平成

28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」及び「議案第25号 平成28年度飯塚市下水道事業会計予算」、以上3件については、それぞれ執行部から予算書に基づき、補足説明を受け審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第33号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第41号 飯塚市中小企業振興基本条例」については、執行部から議案書及び提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、他市の中小企業振興条例をみると、本市の条例にはない「商工団体や経済団体への加入を促す規定」や「市民の役割の中に市内からの調達についての規定」を含むもの、対象を大学等だけでなく学校としている条例などがあり、また、中小企業家同友会は条例の果たす役割の一つとして産業振興会議の設置など市民参加型の推進体制を築くことを求めているが、これらのことは、本市ではどのような協議、検討をしたのかということについては、この条例は理念条例であるので、具体的な内容については記載せず、本市の特徴である大学あるいは産業支援機関、産学連携を中心とした経済施策を行ってきていることから、その点を強調した条例としている。また、関係団体には、条例制定後も意見交換を図るための機会を設けることで了解を得ているという答弁であります。

次に、金融機関、大企業者及び大学等の役割の規定はあるが、協定の締結などは行っているのかということについては、包括的な協定は結んでいないが、今後はさらに積極的な協力が得られるよう働きかけていきたいという答弁であります。

この答弁を受けて、中小企業振興基本条例は、理念条例ではなく、実行を伴ったものをつくっていかなければ、現実には合った対応ができないため、税理士や労務管理士、中小企業診断士など、中小企業の実態を知る方々との意見交換を含め、実行性のある条例となるよう、今後は検討してほしいという意見が出されました。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第52号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの経済建設委員長報告のうち、議案第41号について、賛成の立場から、議案第16号、議案第20号及び議案第23号については、反対の立場から討論を行います。

まず、賛成する議案です。飯塚市中小企業振興条例は、第1条で目的、第2条で言葉の定義、第3条で基本理念、第4条で施策の基本方針、第5条で市の責務、第6条で中小企業者等の役割、第7条で関係団体の役割、第8条で金融機関の役割、第9条で大企業者の役割、第10条で大学等の役割、第11条で市民の理解及び協力、第12条で意見の反映、第13条で財政上の措置、第14条で実施状況の公表、そのほかを規定しています。

本市はこの間、創業支援、産業の創出、新技術開発及び販路開拓に対する補助、企業誘致、中心市街地における空き店舗対策補助事業、長期事業、小口事業、不況対策等目的別に9種類の融資制度、農業者及び認定農業者への育成支援、農地の集積、集約化、地域産品ブランド化の支援、

また、小規模事業者登録制度、住宅リフォーム補助制度、一部に逆行があるもの全体として分離分割発注の努力など市内業者の支援を行ってきたとされています。

しかしながら、市内の名目総生産額は減少傾向が続き、市内事業所数はピークの1996年と2012年を比較すれば、25.7%の減少です。建設業、製造業、28.4%減少。卸売業、小売業、飲食店は41.6%減少です。農業経営者、2005年からの5年間だけで16.1%減、その後も減少し続けているのですから事態は極めて重大です。市も総体的に市内の経済産業が縮小傾向にあると事態の深刻さを認めるようになっていきます。

第1条にある「中小企業の健全な発展を図り、もって、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与する」という目的のためには、第3条にある3つの基本理念、第4条にある4つの基本方針という市と地元業者が向きあって、力を合わせるという規定は重要です。しかしながら、大企業を優先し、中小企業を苦しめ、家計収入を減少させ、社会保障削減と住民負担増大を進めてきた国の政策の誤り、いいなりの姿勢では実現できません。この条例案には国の責務はうたわれていませんが、国の責任を問いつけるここに一番の視点があるべきです。また、2つ目の大事な視点として、第9条では大企業者の役割となっていますが、本質的には大企業の責務です。下請単価の切り下げ、消費税分の負担押しつけなど、優位な立場を利用して中小業者を苦しめるやり方をきちんとチェックする視点が不可欠です。この条例が、中小企業の発展に寄与できるように我が党は力を尽くす決意です。

次に、反対する議案です。平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算案は、法を改正してまで公営ギャンブルを民間企業に一括して委託できるようにした、国の誘導の延長線上にあり、施行者固有の事務及び競走会固有の事務を除く開催業務、例えば、警備、清掃、設備保守点検、車券の発売、払い戻しなどの開催業務を委託するものとされています。平成27年度からの包括的民間委託は、飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画において「収支改善の見込みが立たないと判断した時は、直ちに包括的民間委託を導入する」との方向性を示したことにより判断されたものですが、本来収益困難な状態であれば、国が責任を持った対応をすべきところを、本市に責任を押しつけたうえで、安易に公営ギャンブルに民間資本を導入という国のやり方は認められず、今回の予算は認められません。

平成28年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算案は、鯉田工業団地は、今後、鉱害によって発生する損害は、三菱マテリアルに求めず市が賠償するという契約により土地を取得して造成されたものであり、あまりにリスク回避の検討がなされていません。目尾工業団地は鯉田工業団地造成中に急きょ希望する企業があったということで造成されたものであるが、あっさりキャンセルされたものであり、造成とその後の管理費などの支出に反省が見られず認められません。

最後に平成28年度飯塚市水道事業会計予算案については、浄水場運転管理等業務等の民間委託が長期に継続されていることは、水道行政における安全、安定、安価の概念に代表される、公共性と矛盾があります。民間委託業者によって浄化槽の汚泥流出や薬品過剰投与など、事故が発生した場合にも隠蔽することなく、水道局が事態を迅速に把握、安全に対処、再発防止へ万全を尽くすことを市民にオープンにできるのか、公共性の高い水道行政に、現在のような大規模な包括的民間委託は極めて不適當です。また、水道料金引き上げの抑制を民間委託に頼る発想では住民の求める水道行政はできません。したがって包括的民間委託頼みの今回の予算は認めることができません。以上で、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第8号 平成27年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第9号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第

2号)」、「議案第10号 平成27年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」及び「議案第15号 平成28年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第16号 平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

次に、「議案第17号 平成28年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第18号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」及び「議案第19号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案3件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第20号 平成28年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第23号 平成28年度飯塚市水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第24号 平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」、「議案第25号 平成28年度飯塚市下水道事業会計予算」、「議案第33号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第41号 飯塚市中小企業振興基本条例」及び「議案第52号 市道路線の認定」、以上5件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案5件は、いずれも原案可決されました。

平成28年度一般会計予算特別委員会に付託していました「議案第11号」を議題といたします。

平成28年度一般会計予算特別委員長の報告を求めます。 26番 坂平末雄議員。

○26番(坂平末雄)

本特別委員会に付託を受けました、「議案第11号 平成28年度飯塚市一般会計予算」について、審査した結果を報告いたします。

本案の審査に当たりましては、執行部から提出されました予算書並びに資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳出、総務費、一般管理費、政治倫理審査会委員報酬について、これまで42万5千円を計上していたが、平成28年度予算では10万7千円の計上となっているのはなぜかということについては、政治倫理条例の改正により政治倫理審査会が常設から市民の審査請求に基づき開催される随時の委員会となったこと、及び委員数が9名から6名となったことから、6名の委員報酬5900円を3回分計上しているという答弁であります。

次に、なぜ3回分で計上したのかということについては、どの程度開催されるか実績がないため、3回の見込みで計上しているものである。回数が多くなるような場合には、財務部局とも協

議のうえ対応していくという答弁であります。

次に、総務費、本庁舎建設費、新庁舎ネットワーク構築委託料（債務負担行為分）3億479万4千円について、どのように算定し、どの業者に発注するつもりなのかということについては、新庁舎への移転は平成29年5月の連休中に行う予定となっており、現行のシステムを稼働しながらの切り替え作業となること。また、セキュリティの面からも、現行のシステム構築事業者への委託が適当であると考えている。委託料についても、なるべく安価となるよう同業者と協議しながら決定したという答弁であります。

この答弁を受けて、3億円以上の予算計上にあたり、現行のシステム構築事業者との協議の経過がわかるような資料の提出もないということでは、事業の透明性が担保できないのではないかと指摘がなされました。

次に、総務費、諸費、空き家対策事業費について、老朽危険家屋解体撤去補助金の申請に際し、申請者の資産状況が把握できるような書類を提出させているのかということについては、税金に滞納がないかの確認は行うが、書類の提出は求めていないという答弁であります。

その答弁を受けて、個人の財産の撤去に対し、市が補助金を支出することが妥当かどうか判断するためにも、資産状況が把握できるような書類の提出を条件とするべきではないかという意見が出されました。

次に、民生費、社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援事業費について、本事業は、生活困窮者の状況に応じ、最適な支援策を早期に、包括的に提供することなどが目的の一つであるが、市民への周知及び相談者への対応はどのように行っているのかということについては、市民への周知にあたっては、市報に概要を掲載するとともに、自治会長会などの各種会議で、事業の趣旨を説明し、周知を行っている。また、庁内の関係部署と連携を行い、積極的に生活困窮者の把握に努めている。相談者への対応については、4割近くが引きこもりや心の悩みなどの相談者であることから、まずは、就労以前の日常生活の自立を目指して、相談支援員との信頼関係を築くことから始め、その後、相談者の精神的な安定、孤立の解消、生活習慣の改善、対人関係、家族関係の改善、自立意欲の向上などが可能となるように、支援プラン作成に向けて調整を行っているという答弁であります。

次に、民生費、児童措置費、私立保育園・公立保育所の運営について、2月時点での実質的な待機児童は117名となっているが、平成28年度以降、この待機児童の解消に向けた対策はどのように考えているのかということについては、認定こども園の整備や保育所の分園設置などの施設整備により、利用定員の確保に努めていきたいと考えているが、保育士の確保が進まなければ、実質的な解消は見込めない状況であるという答弁であります。

次に、保育士が不足している原因はどのように分析しているのかということについては、他の職種と比較して賃金が低いことや、勤務条件などの処遇問題が一番の要因であると考えているという答弁であります。

この答弁を受けて、保育士の処遇改善に向けての対策を早急に検討してほしいという意見が出されました。

次に、衛生費、環境対策費、資源回収団体奨励補助金について、平成27年度から補助金の単価が引き下げられたのはなぜかということについては、平成23年度に実施された事務事業評価の外部評価において、補助金単価の見直しが必要であるとの指摘を受け、検討を行った結果、近年の回収業者の資源引取価格の上昇や近隣自治体の状況等を鑑み、補助金単価を引き下げたという答弁であります。

この答弁を受けて、市は資源回収を推進する立場にあるので、単価の引き下げはやめるべきであるという意見が出されました。

次に、農林水産業費、農業振興費、農業振興事業費について、本市は農業を基幹産業に位置付けるべきであると考えているが、近隣自治体と比較して、農業振興事業に係る経費はどのような状況

か、また、独自の施策にはどのようなものがあるのかということについては、平成26年度決算で農林水産業費を比較した場合、本市は歳出総額に対し1.7%となっており、嘉麻市の3.5%、直方市の2.7%、宮若市の3.5%と比べ、低くなっている。また、市の独自事業としては、麦大豆等の生産振興補助金や新規就農支援を行う「がんばる農業応援事業」などがあるという答弁であります。

次に、商工費、商工業振興費、中心市街地活性化事業費について、戦略的逸品店舗誘致事業の中で大手居酒屋チェーンのフランチャイズ店が出店したということだが、どういった効果が期待できるのかということについては、この事業は中心商店街に人を呼び込み、賑わいをつくることを目的としており、集客力の高い魅力ある店舗を誘致することで、この目的に沿った効果が期待できるという答弁であります。

次に、この中心市街地活性化事業は国の承認を受けた事業で、平成28年度で終了するが、事業効果は出ているのかということについては、この事業の中間時点である平成26年度末の歩行者通行量及び居住人口は概ね目標を達成しており、現時点では、最終目標の達成も可能な状況となっている。また、民間主導による開発の動きも見られ、中心市街地が中心拠点として本市全体の推進力となり、今後進めていく拠点連携型都市の構築へつながっていくものと考えているという答弁であります。

次に、土木費、下水道費、浸水対策費について、飯塚市防災（浸水）対策基本計画を策定し、短期、中期、長期と分けて事業を行っているが、完了した短期事業については、どのように事業効果の検証を行うのかということについては、現在、都市建設部で検証を行っているが、短い期間で多くの箇所を確認する必要があるため、十分でないと考えている。今後は人員体制も含め、検証方法を早急に検討したいという答弁であります。

次に、教育費、事務局費、育英事業費について、奨学金の貸付件数が減少傾向にあるが、どのような理由によるものなのかということについては、本事業は、他のさまざまな奨学金制度を補完する位置づけで制度を開始しており、入学確定後の4月から申請の受け付け、支給を行っているが、現在の経済状況から考えると、入学準備に要する費用に困窮する世帯が増加しており、本市の制度では対応できないケースもあり、件数が減少しているのではないかと分析しており、改善に向けた対応も前向きに検討しているという答弁であります。

この答弁を受けて、本市の制度が無利子であることは、国の有利子の制度と比べれば、はるかによいものとするが、給付制の奨学金についても検討してほしいという意見が出されました。

次に、教育費、事務局費、スクールサポーター配置事業費及びスクールカウンセラー配置事業費について、スクールサポーターの役割は、児童生徒のいじめや非行防止、安全確保対策や安全情報の提供等、児童生徒や学校を取り巻く環境の整備であり、スクールカウンセラーの役割は、児童生徒や保護者、また、教職員への助言や相談など、心のケアを行うことであると聞いているが、現状の人員で十分な対応ができてきているのかということについては、スクールカウンセラーが対応する案件は年々増加しており、平成27年度からはスクールカウンセラー1名を増員し、体制の強化を図っているという答弁であります。

この答弁を受けて、いじめや不登校といった問題は件数が減少傾向にあればよいというのではなく、ゼロにしなければならないと考えるので、適切な人材の確保とともに、さらなる人員の増加についても検討してほしいという意見が出されました。

次に、歳入、市税、固定資産税滞納者との連絡調整について、滞納となっている固定資産税納税義務者との連絡がとれない場合、どのような対応を行っているのかということについては、連絡がとれないケースは大きく分けて、納税義務者の居住地が不明な場合と、納税義務者が死亡しており、相続人や代理納付者が不明な場合がある。死亡した納税義務者が市外居住者であった場合は相続人代表者届などが無い限り把握できないため、滞納が発生してから他自治体へ実態調査を行い、判明した戸籍地でさらに調査を行う必要があるなど、時間がかかっているのが現状であ

る。今後とも適正な課税や滞納防止のため早急に相続人等の調査を行い、判明次第、相続人代表者届の提出や所有権移転についてのお願いや納税通知書を発送する段階でも、所有権移転についてなどの文書を同封するなどの対応を行っていききたいという答弁であります。

このほか、審査の過程において、各地区まちづくり協議会への支援体制の充実について、老朽危険家屋対策としての空き家の実態調査及び適正管理について、生活困窮者の自立のための相談支援業務の拡充について、産廃施設に伴う内住川水質検査の継続について、調整池の安全確保について、中心市街地活性化事業費の事後評価について、公園施設の安全性の確保について、生活保護行政への適正な取り組みについて、男性不妊治療への市の積極的な取り組みについて、空き家対策事業と連携したスズメバチ対策について、各中学校における運動部活動指導員の拡充について、全国大会等出場報奨金の拡充について、ふるさと応援寄附金事業の創意工夫について、奨学資金貸付時期の見直しについて等、多岐にわたって指摘なり提言がなされました。

以上のような審査の結果、委員の中から、詳しくは本会議で述べるが、合併後11年目を迎えた本市の予算は、市民の立場から無駄を削り、福祉を充実する清潔で透明な市政運営を支えるものであるべきだが、そのような観点からの予算計上にはほど遠いものであると考えるので、本予算案に反対するという意見や、本予算案には賛成はするが、本市がすすめる「子育てしやすいまちづくり」という点や、学力の水準も上がってきており、本市で暮らそうと考える保護者にとって、働こうにも保育士不足等により保育所などに預けることができない現状に対する方策が、今回の予算では組み立てられていないため、早急に対策を講じるべきであると考えているという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

平成28年度一般会計予算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、ただいまの予算特別委員長報告にありました、議案第11号 平成28年度飯塚市一般会計予算案に反対し、討論を行います。

地方自治体の本旨は、住民福祉の増進にあります。自民、公明に支えられた安倍政権のもと平和と暮らしが脅かされる中、合併11年目を迎える本市が住民の暮らしを守り、地域経済を支える方向へ舵を取るかどうかが大きく問われたのです。今日重要なことは、住民の暮らしを応援、無駄を削り、清潔で透明な市政運営、この3つの視点を住民とともに取り組む予算を立てる事です。市財政については、貯金は合併後の住民と市職員を犠牲にした強引な行財政改革と多額の借金により急速に膨れ上がり、財政調整基金と減債基金だけでもことし3月末で146億円にのぼる一方、借金は807億円となります。この間の財政見通しから言えば、貯金は予定より多く、借金は予定より少なくなっています。本来は、行財政改革は無駄を削り、福祉に回すのがもともとの役割です。なりふり構わない福祉の削減が横行する中で、後退したとはいえ、例えば行財政改革で廃止としていた忠隈住民センターや颯田高齢者福祉センターなど、工夫を凝らして維持されていること、また筑穂支所に住民が集えるふれあい広場を設置したことは、住民と職員が現場の要求を大切にして繰り返し協議を行った結果であり、行財政改革が福祉の充実という本来の役割を果たすためには、住民との協働、住民の共感が必要であることを改めて示したものであります。この小さくとも、きらりと光る福祉の心が今、本市のこれからのまちづくりに不可欠です。どこに住んでも安心して暮らせる福祉のまちづくりこそが一番です。国の悪政から地方を守る立場に立って、住民と職員にさらに犠牲を押しつけて、借金返済のために貯金をふやすやり

方ではなく、福祉の増進によって、住みやすいまちづくりを進めるために基金の適切な取り崩しを行う予算編成が求められています。

さて、本年度予算は、717億円もの合併後最大規模で、歳入は市民税や地方交付税が減少する中、借金は140億円、財政調整基金の取り崩しは16億円です。歳出は、過去の借金返済に60億円、新庁舎建設に利息27億円を含めて、総額約116億9千万円のうち、今年度は約54億円、小中一貫校建設関連で利息を含めず総額195億7千万円のうち、今年度64億9千万円などハード面に莫大な財政出動を行います。無駄を正しく削減する努力が見られません。

一方、子ども医療費助成は県支出金を利用し、対象年齢を引き上げるとはいえ、自己負担をふやし、市の支出は1500万円削減し、保育所待機児童が116人に膨れ上がる緊急事態にも関わらず、保育士を確保する独自対策の財政出動はなく、子育て支援センター5つのうち1つを廃止する等、昨年策定したばかりの子ども・子育て事業計画を踏み破り、介護保険から外される要支援の高齢者対策、地域のコミュニティバスの復活、保育料や国民健康保険税など、住民負担の軽減は顧みられず、地域産業の振興においても住宅リフォーム助成制度の拡充はせず、予算は削減。また、農林業は基幹産業として力強く再生させる思い切った政策が打ち出されていません。またこの間、中心市街地活性化対策には莫大な予算を投じましたが、それ以外の周辺部への財政出動は厳しさを増しています。こうした中で、幹部の人件費を保障するのが事実上の目的となっている部落解放同盟の補助金を漫然と計上し、平恒の市有地の不法占拠を、刑事告発を含めた毅然たる態度を示さず、しかも清潔で透明な市政運営で市民の信頼のために請求があれば開催しなければならない政治倫理審査会の開催の予算を8回から3回に減らし、しかも過去最大の予算規模の仕事をする市長の資産報告制度は骨抜きにされ、副市長、上下水道事業管理者、教育長は資産報告そのものをやめるなど、安心福祉のまちづくりになくてはならない清潔で透明な市政運営の決意が見えません。

暮らしを壊し、平和を脅かす自公安倍政権に代わる政治の実現を目指す国民の共同が広がりつつある中で、合併後11年目を迎えた本市の予算は、住民の立場から無駄を削り、福祉を充実する清潔な市政運営を支えるものであるべきです。今回一般会計予算案はこうした観点からの予算計上にはほど遠く、認めることができません。以上で私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第11号 平成28年度飯塚市一般会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

議会運営委員会に付託していました「請願第6号」を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

議会運営委員会に付託を受けました「請願第6号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願」について、審査した結果を報告いたします。

本件については、紹介議員から補足説明を受け、審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、請願趣旨は、政治倫理条例を改正前の状態にもどしてほしいという意味であるのかということについては、請願者の考えはそういったことであるという答弁であります。

次に、資産報告制度の復活とは、単に制度そのものの復活を求めるものと理解してよいのかということについては、一度前の状態に戻し、資産報告のあり方がどうあるべきなのかということ

について、今後、検討していけばよいと請願者から聞いているという答弁であります。

次に、本件全般の審査に際して、委員の中から、議会は市民の信頼を回復するため、資産報告はもちろん、全般的に見直して、より強力な政治倫理条例を策定していくことを決意することが必要であり、本請願は全会一致で採択すべきであると考えているという意見が出されました。

また、審査の過程において、委員の中から、一部改正条例が4月1日に施行されるまで、しっかりとした政治倫理条例策定のための審査が必要と考えるため、本請願を継続審査としてほしいという意見が出されましたが、賛成少数で継続審査とすることは否決されました。

以上のような審査ののち、委員の中から、これからのまちづくりについて、重要なのは、住民が主役であり、清潔で透明な市政運営だと考える。その上で、政治倫理条例、とりわけ資産公開制度等の充実が決定的であると考えているため、本請願に賛成するという意見が出され、採決を行った結果、本件については、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上を持ちまして審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

議会運営委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、ただ今の議会運営委員長報告にありました、「請願第6号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願」について、採択すべきとの立場から討論を行います。この請願は、昨年12月定例会において議会多数派が数に頼んで、まともな論戦もできないまま廃止した資産公開制度の復活を求め、さらに充実を求めるものであります。本市は、合併して3月26日で丸10年となり、新しい段階を迎えようとしています。行政と議会、この地方自治の二元代表制が今後果たす役割にはますます大きいものがあります。今年度だけを考えてみても、予算規模は一般会計717億円超、特別会計、企業会計を合わせると、3会計で約1300億円にもなります。これからのまちづくりについて、日本共産党は安心福祉のまちづくりが一番だと考えて、第2次総合計画の策定についても、その他の重要な施策についても、その立場で提案しておりますけれども、この福祉のまちづくりを進める上で市長が清潔で透明な市政運営を行い、それを議会が監視する上で、この政治倫理条例、とりわけ資産公開制度等の充実が決定的であります。

私は、昨年12月18日、12月定例会の最終日に議会運営委員会において提出が行われた政倫条例の一部改正提案について、第1に市民の意見をまるで聞いていないことが提出議員の答弁で明らかになったため撤回すべきだ。第2に、政治倫理条例の強化充実を図りたいのであれば、出直して議会が設置する特別委員会に付託し、市民の意見を聞いて、充実の方向で審査すべきではないかという意見を述べました。これは、採決するところになりましたが、賛成少数ということで否決されました。そのために本会議が定刻をおくって開会ということになりました。

私は、3つのことを提案しております。1つは、この請願を採択すること。第2は、失われた市民の信頼を回復するためには、よりしっかりした政治倫理条例を作ること。資産報告はもちろん、全般的に見直して、より強力な資産公開条例を作る。この決意を我々が固めること。第3に、市民の意見を反映しながら、その作業に当たることができる特別委員会を議会に設置することです。市民の負託を受けて、議員としての振る舞いをするわけですから、その市民の信頼を失っては、議員としての振る舞いを行う根拠がなくなってしまいます。今、失われている、さらに失われつつある信頼を回復するためには、元に戻すだけでは足りません。しっかりしたものをつくらなければならないと思うのです。

12月定例会で資産報告制度廃止など、政治倫理条例の一部改正に賛成したからといって、こ

の請願第6号に賛成できないと考える必要はないと思います。なぜかという、改正理由の3つの理由、1つはこの条例がザル法だから、2つは閲覧者が少ないから、3つは費用が無駄だからというのは、すべて理由にならないからであります。第1の理由について、議案提出者は12月定例会でザル法という表現をされました。市民は議員がザル法というなら、誰がそれをザルでない立派なものにするのか。住民が主役ですから、市民が頑張らなくてはならないということが根底にあると思います。しかし、議会と議員がザル法というのであれば、それをしっかりとものにする第1の責任は議員と議会にあります。ザル法が駄目ならば、ザル法でないものをつくれば良いわけです。この点では、ここにおられる全議員が一致するのではないかと思うのです。第2は、閲覧件数が少ないから廃止しようという考えです。よく考えてもらいたいと思うのです。この資産報告はまず議員が提出しておいて、住民が必要だと思ったときにいつでも見ることができるようにしておくことに、まず意義があるわけです。見るか見ないかはこの国の主権者、国民、住民が判断することであり、閲覧者が少ないから必要ないのだから、廃止してしまうというのは、監視を受ける立場の者が言うセリフではないのです。例えば内容を工夫して市議会だよりに掲載することもできるし、ホームページに掲載することもできます。この場合は費用がほとんどかかりません。ですから、閲覧件数が少ないという問題は実は初めから存在していないんです。第3は、資産報告など政治倫理条例に基づく活動に必要な209万円余りのお金が無駄だという考え方です。1円でも住民のためにならないものは確かに無駄だと思います。しかし、政治倫理条例に基づく活動の経費が無駄だということは絶対にありません。既に御存じのとおりですが、209万円の実態は、政治倫理審査会員の報酬ということになるわけですが、その額は、実際に使用した決算で見ると平成25年度、27万1400円、平成26年度、31万2700円、平成27年度、21万8300円です。議員の公費による行政視察を少し我慢しただけで軽くカバーできる額ではないでしょうか。無駄だというなら、新庁舎建設予算のうちネットワーク構築の仕事に3億円予算計上することを特定の業者と何年も話し合ってきて、しかも議会に提出する資料がないというやり方にメスを入れてはどうでしょうか。これで、12月議会で条例改正の提出議員の主な改正理由はすべて解消したと思います。

まず第1に、この請願を採択すること。そして第2に、より市民の信頼回復できる、よりしっかりした政治倫理条例になるように作りかえること。第3に、市民の意見を反映しながら、議会に特別委員会を設置し、市民の代表の皆さんに来ていただいて、参考人招致も行い、あるいは公聴会も行って、急いで市民の信用を回復できる立派なものを急いで作る必要があると思います。この請願第6号の採択は、その第一歩だと信じます。以上、述べて私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

この請願に対して、賛成の立場で討論をいたします。この請願の要旨は、平成27年12月18日に開催されました飯塚市議会12月定例会の最終本会議において上程、可決された「議員提出議案第16号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」を取り消し、再度、資産公開制度の復活を求めるといふものです。

私は前回の本会議におきまして、条例改正に賛成をしておりましたので、この請願の紹介議員となり賛成討論を行うということは、私自身の判断を180度覆すことに他なりません。これは、本来議員としてあってはならない行動であることは十分に理解しております。この点に関しましては、今後強く反省していきたいと思っております。

当初、議会だよりの見直し、タブレットの導入、議会報告会の開催など一連の議会改革が大きく進もうとするその流れを感じておりましたし、また、現行の資産報告制度の限界も感じておりましたので、条例改正に賛成して、議会改革を進めていくという自分なりの政治判断を行っていました。しかし、改正した後、資産報告廃止に納得できないという市民の声は私が想定していた

以上に多く、そして強いものでした。自分なりに賛成した理由を説明して回りましたが、理解していただけることは少なく、議会が自ら提案し、即日廃止を決めたという経緯も合わさりまして、議会に対する不信が生じているというふうを感じるようになりました。当初、私が行おうとしていた議会改革というのは、市民と議会との距離を縮めたいという思いから生じておりました。しかし、実際には市民と議会との間には、大きな溝が生じてしまったのではないかと考える中で、今、私がとるべき行動はもう一度市民との距離を縮める行動を起こすことではないかと考えるに至り、今回の請願の紹介議員となり、今、賛成討論を行っております。

この請願には、本日時点で3100名を超す市民の方の署名が添えられております。この方々は、条例改正を取り消し、資産報告制度の復活を求めています。それを求める主な理由としましては、資産報告廃止が大きくメディアに取り上げられ、飯塚市のイメージが損なわれた、今からでも遅くないので、その回復に努めてほしいというものや、政治と金の問題は、昔から今までも常に問題となってきたことであり、また、さまざまな情報の透明性を高め、積極的に公開していくというのが時代の流れである。今回の廃止は、その流れに逆行するものであり容認できないということです。

一度行った決断を覆すというのは、大変な困難を伴うかと思いますが、今一度、このような市民の声に耳を傾けていただき、飯塚市の名誉と議会の権威の回復のために、この請願に賛同していただけることをお願いいたしまして、私の討論は終わりにします。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今回提出されました、「請願第6号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願」について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の請願は、要旨で、昨年12月議会で上程、可決された「議員提出議案第16号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」を取り消し、再度資産公開制度の復活を求めるものであり、私ども公明党市議団は、昨年の12月議会で資産公開を無くすことについては、後退する感が否めないことから反対をさせていただきました。今回の請願については、再度資産公開制度を復活させることから考えは同じであり、賛成するものであります。以上で討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

「請願第6号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願」に反対の立場から討論をいたします。

本請願の趣旨に関しましては、先ほど各議員から紹介があったとおりであります。請願者は、その理由として12月議会で条例改正について、「市民を代表する議会が全国に飯塚の恥をさらした失態であると言わざるを得ません。」と指摘し、さらには今回の条例改正は、「政治倫理審査会から制度を改善するよう提言されていたことを不服とした一部少数の議員が企てた発議であることは明白です。廃止する妥当性を深慮しないまま、他の議員までもが民意に背き、根回しによる数の論理の力と議員間のなれ合いに流された結果、資産公開制度の廃止と、審査会の抹殺を図ったことは、議会の行き過ぎた「権力の行使」であり、我々市民を裏切る「背任行為」であります。」と述べています。

また、市長の判断についても「短慮による、議会に便乗した愚かな判断であり、市長の面前に市民の姿はありません。ただただ先に制度廃止を決議した議会に対する配慮に終始した結果、特別職の任命権を有する市長自らが、世間に対して恥の上塗りをしたにすぎません。」とあります。

確かに請願者が書かれているように、今回の条例改正は全国版のニュースとして新聞やテレビで報道され、各方面から非難の声が多く寄せられたことは、そのとおりであります。市民に対す

る謀反、暴挙、本末転倒、言語道断、さらには議会人としての正義はなく、議会運営の傍若無人は甚だしいと請願文書にありますし、私のブログなどにも厳しいご意見が寄せられました。その一部を紹介します。「これで口利きとかしやすくなりましたね。おめでとうございます。」「浅はかな考えで、全国的に飯塚の恥をさらしましたね。」「飯塚市議会は市民をばかにしていますね。議員の給料の方がよっぽど無駄ですよ。監視を受け続けなさい。」「ふざけるな、ばかやろう。飯塚市議会の無能さにはあきれてしまう。」「こんな低脳な議員がいるから、田舎の議員がアホ扱いされるのだ。」「兵庫県の元某議員レベルすわ。本当に残念です。」さらには、フェイスブックでは、「筑豊に法律って施行されてたんでしたっけ。」「確かに、治外法権だったような。」という冗談にもほどがあると思う投稿もありました。また、私の自宅の電話には、「あなたは飯塚の恥です。すぐに議員を辞めてください。」というメッセージが残されていたこともありますし、直接、「人間として卑劣だ」と言われたこともあります。このような批判は提案者である私に限らず、賛成した議員それぞれに寄せられました。私たち議員それぞれが自分を選挙で応援してくれた方、支持者を含め、市民からなぜあのようなことを、と問われ、おかしいよと言われました。そして、今回の請願です。

先に紹介したように、私たちの決断に対して非常に厳しい、強い非難の言葉が並んでいます。私たち議員は、ほんと何なのだろう、そんなに責められることなのだろうかと感じています。ある新人議員は、今回のことを通じて、本当に議員を市民の方はどう思っているのだろう。議員って悪いことしていると思っているのでしょうかね、と言われていました。もちろん私たちの行動、判断のすべてが正しかった、ベストの選択だったとも思ってはいません。ただ、私たちは私たちに丁寧に検討した上で決断をしました。言われているような不純な動機でやったものではありませんし、人間的に否定されるものではないと思っています。そして、私たちの話、説明もぜひ聞いていただきたいと思っています。本日は、これだけの署名が集まった請願に対して議会として判断する場ですから、傍聴者もおられますし、ネット中継を通じても多くの方に見て頂いていると思います。そこで、せっかくの機会ですので、12月議会で提案した政治倫理条例の改正について、改めて説明させていただきたいと思います。

まず第1に、条例の対象の拡大です。この政治倫理条例は、汚職事件の発生に対する批判や反省から、不正な口利きによって行政が歪められることのないようにとつくられました。当然、不正な口利きから守るべき対象は行政であり、条例の対象は市、つまり市役所そのものとなっています。しかし、行革が進み、また、市の仕事が多様化する中で、市の仕事を担うのは市役所そのものだけではなく、土地の先行買収を担当する飯塚土地開発公社、コスモスコモンを運営している公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団や、筑豊ハイツを運営している一般財団法人筑豊勤労者福祉協会といった財団法人だったり、さらには、あいタウンを運営している飯塚都市開発株式会社といった株式会社まで広がってきています。当然これらについても市役所同様、不正な口利きから守る必要があると考え、今回の改正で条例の対象を拡げ、市が設立した公社又は市が資本金、基本金、その他これらに準ずるものを出資し、もしくは拠出している法人を含むこととしました。

次に、問責制度の拡大です。改正前の条例では、市長や議員などが贈収賄罪で逮捕、起訴され、裁判が行われた結果、一審判決が有罪だったときに、それでも市長や議員が辞職せずに続けようとする時に説明会を開催できるように、また市長や議員が説明会を開催しようとしないうちは、市民から開催が要求できるような形となっています。つまり、対象となる犯罪は贈収賄罪だけなのです。もちろん、条例制定当初の職務関連犯罪といえば贈収賄罪でしたが、今では甘利前経済産業大臣が問われているように、あっせん利得罪が創設されており、今回の改正では贈収賄罪と同じく職務関連犯罪であるあっせん利得罪まで対象を広げました。また、説明会の開催は一審判決後となっておりますが、当然、裁判には時間がかかります。昨日、福岡県川崎町の発注工事に関して、福岡地裁は前町長に対し有罪判決を下しました。この事件で前町長、当時の町長が逮捕さ

れたのは、一昨年である平成26年7月19日であります。つまり、逮捕、起訴から一連の判決までかなり時間がかかるのです。ここまで説明会が開かれないというのは、市民感覚に添っていないと私たちは判断し、市民への説明責任を果たすために前倒しして、起訴後において説明会を開けるように、また市民からも説明会の開催を要求できる形とさせていただきました。さらに、贈収賄罪またはあっせん利得罪により第一審有罪判決を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときの説明会の開催及び対象者の出席、釈明を義務化いたしました。また、改正前の条例では、贈収賄罪で有罪判決が確定した場合、辞職手続をとるものとしています。つまり、贈収賄罪で有罪が決まったら、辞職するんですよということですが、この点についても説明会同様、今回の改正であっせん利得罪を追加して規定しています。

そして、政治倫理審査会についても今回改正をしています。今までの条例では、政治倫理審査会は毎年の資産報告の審査をすることが主な目的として規定されており、もう一つの役目である、政治倫理基準違反の疑いがある場合に関してどんなことができるか、はっきり書かれていませんでした。そこで、今回、政治倫理審査会は審査結果に辞職や辞任の勧告を明記できるよう規定しました。また、審査するには当然調査が必要です。政治倫理審査会が事案解明するため必要と判断すれば、疑いを持たれた市長や議員などだけではなく、審査の請求をした者、識見を有する者、審査対象者と一定の密接な関係にある者、その他事案の解明のため、必要な者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情聴取し、または報告を求めることができることとしました。また、あわせて審査対象者の政治倫理審査会の出席や政治倫理審査会が求めるあらゆる資料提出の協力義務を追加して規定し、出席や資料提出を拒否したり、虚偽の資料を提出した場合には、その事を市報で公表することとしています。

そして、資産公開制度についてです。私たちは、今回の改正において、毎年の資産報告並びに審査会での審査会については廃止させていただきました。この点については、多くの批判をいただいたところは、今回の署名が数多くの市民の方々から寄せられた事と理解しています。しかし、私たちが多くの批判を受けるのを承知の上でこの制度改正に踏み切ったのは、一言でいうと、この制度が不正防止に有効でないからです。その点について改めてご説明させていただきますので、ぜひ市民の皆様、そして報道機関の皆様にはお聞きいただき、考えていただきたいと思います。

資産公開制度では、市長や議員に毎年1月1日時点の資産等を報告させ、それを公表すること、また報告書について疑問がないか審査会で審査することとなっています。審査の際に、資産報告書に疑義がある時は、報告義務者からの事情聴取等必要な調査を行うことができることとなっており、あれ、なんで、この議員の資産はことしこんなにふえているの、会社からの給与や議員報酬では説明つかない。そういった不自然な資産の増加があれば、汚職の疑いがある、そして調査になるわけです。しかし、資産公開法同様、たんす預金の報告義務はありませんし、例えば、3つの通帳があっても、そのうち2つ分しか資産報告書に載せなくても実際にはわかりません。当然、市長や議員が業者から庁舎建設工事はうちの会社にと、お金や宝飾品をもらっても資産報告書に載せるはずありません。このような制度で、不正な働きかけが見つけれられるはずありません。飯塚だけでなく、他の自治体、先ほどの川崎町を含め、この資産公開制度で実際に不正な働きかけを見つけた、不正なお金が報告されていたという事例を私は知りません。この点も捉え、私はザル法と呼びました。それに対して、ザル法というなら制度を強化すべきという批判があるのは存じております。しかしながら、市条例で設置する審査会に警察のような強い調査権限を持たせることはできません。市外にある金融機関に誰々議員の預金は幾らあるか答えていただきたいと強制することもできません。配偶者や同居の親族まで資産報告をさせるという方もおられますが、息子や娘のプライバシーを犠牲にしても不正発見に有効な制度とはなりません。市の条例の限界です。不正の発見は、警察、検察の仕事なのです。議員の資産公開制度が政令市を除く793市のうち43市だけしかないのは、この制度の持つ限界からでしょう。

このような、象徴ではあるけれど有効でないという制度を税金を使いながら維持すべきか私た

ちは悩んだ末、廃止を選択しました。もちろん、廃止しない選択もできました。そうすれば、このような大きな反響はなく、市民からはお褒めの言葉をいただけたものと思っています。そちらのほうが、私たちにとっては簡単な道でした。しかし、私たちは政治家として市民から預かった税金の使い道を厳しく律する立場です。批判は覚悟の上で、今回の茨の道を選びました。他方で、同時に提出した決議の中で、政治倫理基準に違反して市職員等に働きかけを行い、職員に公正な職務を損なわせるような行為に対処するための制度を早急に創設するよう市長に強く要望するとしています。ここで想定しているのは、鳥取県の定める提言取扱要領や徳島県業務に関する要望等に対する職員の対応要綱または公益通報制度等々です。お金の動きでは不正な口利きは発見できませんが、口利き全般について広く公表する制度等を作ることで、チェックしようというものであります。私たちとしては、このような制度が政治倫理の確立に有効であると考え、市長に早急に制度化していただけるよう、議長からも要請してほしいと申し出をさせていただきました。市長におかれましては、私どもの思いを酌んでいただき、早急に制度化していただけるよう、この場をお借りして改めて強く要望いたします。

以上のような点から、決して政治倫理制度を後退させたわけではなく、実状を冷静に判断し、生きた制度となるよう、今回の改正案及び関連決議の提出に踏み切りました。ぜひ市民の皆様には以上の点をご理解いただきたいと思います。

また、もう一点、せつかくの機会ですから、知っていただきたいことがございます。それは、今回の条例改正で寄せられた批判の中にあつた兵庫県の元某議員、号泣県議で一気に有名になった政務活動費についてであります。この政務活動費、飯塚市では一部不適正と指摘されたことがあり、一旦廃止した後、条例を厳格化した上で、平成26年に再開した経緯があります。その際に行った厳格化は大きく2点、まず、私たちの政務活動費の使い道のチェック機関として第三者機関を設置しました。有識者とともに、公募の市民で構成される政務活動費審査会に報告書や領収書等の証拠書類をすべてチェックしていただくこととしました。この第三者機関の設置は、全国でも極めて少数しかありませんが、政務活動費に関する批判が高まっている中、チェック機能として非常に有効な制度だと考えています。また、市民の調査請求権も条例で規定しており、疑念を持った市民は1名でも、証拠を添えて調査を請求することができることとしました。この市民の調査請求権は、私の調べた限り全国でも飯塚市だけの規定です。政治と金と一くくりでいうと、何やらうさん臭いイメージが付きまといますが、政治倫理条例と政務活動費に関する条例は全く別ものです。政治倫理条例で扱われる議員等の資産に関しましては、これはプライバシーであります。公職といえども、プライバシーを犠牲にするならば成果を求めるべき、逆にいうと、プライバシーを犠牲にしても汚職の発見に何ら効果がないのであれば、毎年の資産報告は廃止すべきと考えました。他方、公金である政務活動費については厳しいのが当たり前、前回の反省をもとに制度を強化、市民の監視が有効に働くようにさせていただきました。しかし、なぜこの第三者機関の設置と市民の調査請求権を私たちが政務活動費の条例で規定したのか、他の自治体に先行して独自の規定ができたのか、これは政治倫理条例のお陰なのです。この第三者機関の設置と市民の調査請求権は、政治倫理条例に盛り込まれている不正防止の仕組みを政務活動費のチェックにも盛り込ませていただいたものなのです。政治倫理条例が骨抜きにされたという方もおられますが、政治倫理条例の魂が政務活動費の条例にも宿ったと考えていただけないでしょうか。

以上、長く説明しましたが、私どもは資産公開の廃止だけを行ったものではありません。毎年の資産報告と、それに伴う審査は廃止することとしましたが、12月議会でも述べたように、必要な際には本人だけではなく、密接な関係を持つ配偶者、親族を含めて、複数年の資産報告を求めることもできます。条例の対象も拡大し、説明会を前倒しし、審査会の権限も強化しました。お金の動きではなく、口利きそのものをチェックする制度の創設も求めています。私だけではなく、同僚議員にも厳しい批判が寄せられていますが、私たちは決して口利きしやすくしたわけではありません。市民を馬鹿にしたり、市民に対し謀反を起こしたわけでもありません。政治倫理条例

が生きた制度、有効な制度となるよう改正していただいた次第であります。目的は、同じ不正の防止であると考えています。ただ、目的を達成するための方法を変えただけなのです。山登りに例えると、登る山は一緒です。しかし、登るルートを変えた。私たちは、そういうことをさせていただきました。もちろん、この今回の改正がこのように大きなニュースになった事自体、私たち議会が市民の皆様との信頼関係が築けていない証であるかもしれません。その点の解消のためにも思い、1月にはこの問題を多く取り上げた私の活動報告を新聞各紙に折り込ませていただきました。また、市政報告会も開催しましたが、それでも不足しているのではないかとも思っております。説明においでと言われれば、お伺いさせていただきます。そうした活動の中で、信頼向上に努めてまいります。市民の皆様、報道機関の皆様にはぜひそういった点をご理解いただけますよう重ねてお願い申し上げ、今回の請願に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第6号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願」の委員長報告は、不採択であります。請願第6号を採択することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって本件は、不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 0時40分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

「議案第54号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（齊藤守史）

それでは上程されました、議案第54号の議案を説明させていただきます。

まず、議案第54号の「教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」については、平成28年5月16日付けをもって任期満了となります。本市、教育委員会委員につきまして、飯塚市鯉田2448番地56、上田敬子氏を引き続き、同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第54号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま選任に同意いたしました上田敬子さんからあいさつをしたい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。上田敬子さん。

○教育委員(上田敬子)

ただ今教育委員としてご同意をいただきました上田敬子でございます。飯塚市議会におかれましては、これまで教育に対する熱い思いと期待とともに深いご理解のもと、教育予算を始め、教育活動に対しましてさまざまなご支援とご高配をいただいておりますことに心から感謝とお礼を申し上げます。お陰様で、今、一步一步成果が上がってまいりました。委員会事務局も、現場も大変な頑張りようでございます。これからも、子どもたちの未来と現在のために、そして市民の皆様のご期待に沿うべく私も誠に微力ではございますが、飯塚市の教育の充実発展のために誠心誠意努力してまいりたいと思います。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○議長(鯉川信二)

「議案第55号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること」から「議案第73号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること」までの19件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(齊藤守史)

次に、議案第55号から議案第73号の「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」につき、説明をいたします。

平成28年4月1日より、本市、農業委員会委員として、飯塚市下三緒427番地、福澤正剛氏、飯塚市伊川746番地、幸崎常彦氏、飯塚市柳橋618番地、佐野 征氏、飯塚市高田1031番地1、深町義則氏、飯塚市楽市611番地2、茅野兵次郎氏、飯塚市大分1651番地1、畠中末雄氏、飯塚市筑穂元吉383番地、佐藤英司氏、飯塚市内野3342番地、多田篤弘氏、飯塚市有安714番地2、柴田多平太氏、飯塚市鹿毛馬1390番地、森田輝己氏、飯塚市八木山1531番地1、横山武城氏、飯塚市安恒484番地、城石恒紀氏、飯塚市内住2638番地、高野敏治氏、飯塚市赤坂355番地、有光 勇氏、飯塚市口原206番地、長谷川武勝氏、飯塚市長尾269番地、上野 力氏、飯塚市上三緒521番地、奥野由佳氏、飯塚市舍利蔵1323番地、谷口羊子氏、飯塚市鹿毛馬1017番地1、上田高志氏を任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

○議長(鯉川信二)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案19件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案19件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第55号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること」から「議案第73号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること」までの19件について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案19件は、いずれも同意することに決定いたしました。

「議案第74号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」及び「議案第75号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(齊藤守史)

最後に、議案第74号、議案第75号の「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」につきましてご説明いたします。平成28年6月30日付けをもって任期満了となります、本市、人権擁護委員につきまして、飯塚市阿恵364番地1、柴田和美氏、飯塚市上三緒539番地1、山本峰子氏を引き続き同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(鯉川信二)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第74号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第75号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議会選出各種委員等の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員等の選出については、議長において指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会事務局に、その氏名を発表させます。議会事務局次長。

○議会事務局次長(許斐博史)

議会選出各種委員等の氏名を発表いたします。

国民健康保険運営協議会委員に、4番 勝田 靖議員、14番 江口 徹議員。中小企業融資制度審議会委員に、10番 永末雄大議員、15番 福永隆一議員。社会福祉協議会評議員に、5番 光根正宣議員。以上のとおりでございます。

○議長（鯉川信二）

ただいま議会事務局に発表させましたとおり、それぞれの委員等に指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの委員等に選出することに決定いたしました。

「議員提出議案第1号」及び「議員提出議案第2号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

議員提出議案第1号及び第2号、以上2件について、提案理由の説明をいたします。

議員提出議案第1号については、決議案でありますので、案文を朗読して、提案理由説明に代えさせていただきます。

平成24年7月に施行した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が創設され、これにより、本市だけでなく全国各地において、大規模太陽光発電設備の立地が進んでいる。

本市内で計画されているメガソーラー開発について、現在森林法に基づき県の審査がなされているが、森林法第10条の2第6項の規定に基づく市長の意見において、周辺住民の不安が払拭されるよう最大限の対策措置を求めているところであり、開発規模が余りにも大きいことから災害発生等を危惧している。

大規模太陽光発電設備の立地については全国各地で問題となっており、各自治体の土地利用に関する計画等との調整を図ることが必要である。また、開発計画にかかる災害予測に関して、災害は想定外の場合に発生することを考慮し、あらゆる面について科学的な根拠を明らかにしたうえで判断を行うことが必要である。さらに、周辺の環境や景観への影響についての対策等とともに、周辺住民から十分な理解が得られるよう努めなければならないことは言うまでもない。

よって、本市議会は、大規模太陽光発電設備の立地に関して次のことを強く求める。

1、県においては、本市において計画されている開発行為について判断するにあたり、森林法第10条の2第6項の規定に基づく市長の意見を最大限尊重すること。また、今後、大規模太陽光発電設備のための開発を許可する場合は、周辺住民の不安が払拭されるように、開発業者において想定外であったという災害や被害を発生させないよう許可基準を上回った最大限の対策措置を講じられるとともに、適切な維持管理が行われるよう、県が指導と責任を全うすること。

2、市長においては、国や県に対し、周辺の環境、景観への影響を考慮した適正な立地が行われるよう具体的な法整備について今まで以上に要望活動を行うこと。

以上、決議する。平成28年3月18日、飯塚市議会。

続きまして、議員提出議案第2号については、意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「大規模太陽光発電設備の開発に関する意見書（案）」は、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、福岡県知事あてに、提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

本案2件は、会議規則第36条第2項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

私は、議員提出議案第1号並びに議員提出議案第2号に反対の立場から討論を行います。

一条工務店による白旗山メガソーラー開発をめぐることは、住民の反対の声の大きな高まりを受けて、齊藤市長が県知事に対し、まちづくりの方針との整合性が図られていないと意見書を提出する中、開発中止決議を求める請願が県議会で継続審査となり、さらに福岡県森林審議会が、齊藤市長の意見書の配付を要求し、再審査に入り、一条工務店が社内の意見の不一致を調整した上で、明日19日午後4時から二瀬公民館で補足説明会を行うという、非常に緊迫した状況にあります。また、県知事は、林地開発許可基準が実状にあわないと、昨年6月、九州地方知事会として国に求めた改善が行われておらず、それまでは判断はできないはずとの指摘を受けています。

こうした中で、地元住民が切実な思いを込めて提出した開発中止決議を求める請願について、3月議会では内容に関して一言の発言もなく継続審査に追いやり、一方、福岡県知事の判断に委ねるところに狙いがあります。事実上、県知事にフリーハンドを与え、開発許可への通行手形を出そうとするものです。大規模太陽光発電設備の立地に関する決議案、この決議案にある2つの要求のうち、第1のものは県に対するものです。県においては、本市において計画されている開発行為について判断するに当たり、森林法第10条の2第6項の規定に基づく市長の意見を最大限尊重することというくだりはどういう意味でしょうか。市長意見書は、まちづくりの方針と整合性が図られていませんと述べていますが、森林法第10条の2第6項の規定に基づく市長の意見ということになれば、この重要な部分は考慮の外に置いてよいというメッセージを県知事に送ることになります。これに続く文章は、今後、大規模太陽光発電設備のための開発を許可する場合は、周辺住民の不安が払拭されるように開発業者において想定外であったという災害や被害を発生させないよう、許可基準を上回った最大限の対策措置を講じられるとともに、適切な維持管理が行われるよう、県が指導と責任を全うすること。つまり、開発を許可する場合は、県が指導と責任を全うすれば良いという態度表明にほかならないのであります。

また、大規模太陽光発電設備の開発に関する意見書案。この意見書案は、政府の関係大臣とともに許可権を持つ県知事に対して、3つの要求の第1のものは、メガソーラー開発について森林法第10条の2第6項の規定に基づく市長の意見を許可の前提ではなく、許可権者の総合的判断に資するものとするとしています。これは、どういうメッセージになるのでしょうか。まず、森林法第10条の2第6項の規定に基づく市長の意見という言い方は、先ほども述べましたが、まちづくりの方針との整合性は図られておりませんという、市長の意見を考慮の外に置いた上で、市長の意見を許可の前提ではなく、許可権者の総合的判断に資するものとすることは、市長の個別意見を許可の根拠とせず、知事自身の総合判断の材料にとどめてよいとのメッセージを送るものであります。大規模なB調整池の予定地の元日鉄用地は、開発業者の説明会で心配要らないと説明されましたが、浅所陥没など鉱害のおそれがあることが一条工務店と日鉄鉱業の土地売買に関する書類で明らかになりました。現地には炭鉱跡地であることを示すコンクリート構造物の基礎や陥没の状態もあるとされています。全国でも、県下でも、各地で大規模メガソーラーの災害が続いています。自治会加入者だけでも周辺に8700人が住む白旗山で危険な大規模メガソーラー開発は到底認められません。この非常に重要な局面で、なぜ開発中止を求める住民の請願は、まともな審議もせず先送りし、まちづくりの方針との整合性が図られておりませんでした市長の意見書を考慮の外に置いた上で知事が判断しても構わないというメッセージを送ることになる、今回決議案や意見書案は、地元住民の生命と財産を守りたい、市議会はこの声に応えてほしいという思いを巧妙に裏切るものと言わざるを得ません。地元住民に誠実に応えるには、この決議案

と意見書案は直ちに撤回し、開発中止を求める決議こそ採択するべきであります。以上で私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

私は、議員提出議案第1号及び第2号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

私ども公明党は、原子力発電を段階的に廃止することを主張しております。その原発にかわる新しいエネルギーとして再生可能エネルギーの開発を推進しております。太陽光発電は、その一翼を担うものとして大いに期待をされております。しかし近年、豪雨、台風等の自然災害で、メガソーラー設置が原因で被害が増大する事故が相次いでおります。それは、この決議案等にもあるように、メガソーラー設置に関しての明確な基準を国が規定していないというのが原因であると思っております。その意味で、国において、自然災害が人災にならないように早急にメガソーラーの設置基準を定めていただきたい。また、県におきましては、メガソーラー設置の申請があれば何でもすぐに許可するのではなく、地域住民の意見を聞き、不安を払拭するため、しっかりと調査をして決定していただきたいと思っております。以上で、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議員提出議案第1号 大規模太陽光発電設備の立地に関する決議」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議員提出議案第2号 大規模太陽光発電設備の開発に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第3号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

議員提出議案第3号について提案理由の説明をいたします。本案は、意見書案でありお手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。子ども子育て支援新制度に対する意見書案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）宛に、提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

議員提出議案第3号 子ども子育て支援新制度に対する意見書（案）について賛成の立場から討論を行います。

この意見書は、子ども子育て支援法の趣旨を踏まえて4点について要望しているものです。第1点は、国が責任をもって必要財源を早急に確保し、関連予算を大幅に増額すること。第2点は、保護者の保育に対する要求が多様化する中で、想定を超えるようになった保育施設の開所日数、開所時間に見合う単価設定など、子どもの保育にかかる費用、総額を占める公定価格について国が実態を踏まえて改善すること。第3点は、職員の処遇と配置基準についてです。保育所入所希望に応えたいけれども、保育士が確保できていないので受け入れられないという悩みが深刻です。人が少なく、労働が厳しく、賃金が安いなどの処遇の問題などから、資格を取っても実際に保育士になるのは4割程度という統計もあります。職員の処遇改善、配置基準を国が責任を持って抜本的に改善すること。第4点は、保育料については、自治体において軽減措置がとられておりますけれども、それでも若い子育て世帯にとっては高すぎる保育料、大変深刻な悩みであります。国の課題として改善を図ること。保育所の待機児童は、飯塚市でも100人を超える異常事態となっており、子どもと保護者を苦しめています。その改善のために、さまざまな努力が本市としても努められておりますけれども、迅速かつ抜本的な改善のためには、国の決断がどうしても必要です。制度の実施については、どうしても国の財源の充実を求めた施策の充実が求められます。意見書を採択していただきますようお願いして、終わります。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第3号 子ども・子育て支援新制度に対する意見書の提出」について原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第4号」及び「議員提出議案第5号」、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

議員提出議案第4号及び議員提出議案第5号、以上2件について提案理由の説明をいたします。

本案2件はいずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し送付先を申し述べさせていただきます。「児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国家公安委員会委員長宛てに、「一般国道201号八木山バイパスの早期4車線化等に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、福岡県知事宛てにそれぞれ提出したいと考えております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第4号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第5号 一般国道201号 八木山バイパスの早期4車線化等に関する意見書の提出」、以上2件についていずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第6号」及び「議員提出議案第7号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。6番 奥山亮一議員。

○6番(奥山亮一)

議員提出議案第6号及び議員提出議案第7号、以上2件について提案理由の説明をいたします。

本案2件はいずれも意見書であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し送付先を申し述べさせていただきます。「軽減税率の円滑な導入に向け、事業者支援の強化などを求める意見書(案)」は、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣宛てに、「地方公会計の整備促進に係る意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(鯉川信二)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番(宮嶋つや子)

議員提出議案第6号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書(案)について、反対の立場から討論を行います。

軽減税率の円滑な導入のためとして、3点について取り組むように求めています。1点目は、中小、小規模事業者等に対して複数税率に対するレジの導入支援を行うなど、補助を希望全ての事業者を実施すること。2点目は、電子的受発注システムを導入している事業者のシステム改修等についても適切な補助を行うこと。3点目は、中小、小規模事業者等の理解を深めるため、講習会の開催や相談窓口の設置など、積極的な取り組みを行うこととしています。このように軽減税率導入に対応するためにさまざまな経費がかかることになるわけです。この軽減税率は、自民党と公明党の税制協議会で審議して、来年の4月からの消費税税率10%引き上げにあたって、一部品目の税率を低くする軽減税率を検討し、今、国会でも審議が行われているというところですが、軽減税率といっても現在と同じ8%を続けるだけで、税率を引き下げたり、非課税にしたりするわけではありません。軽減税率導入の一番の問題は、原則としてあらゆる商品や課税される消費税を増税しながら、食料品など一部の品目に据え置くだけでは軽減の効果が限られ、負担増の埋め合わせにはならないことです。

今申し上げましたように、さまざまな経費がこれにかかってくるということになっております。消費税増税は、国民の負担をふやし、暮らしも経済も破壊します。軽減税率等とごまかさず、消費税増税は中止し、消費税に頼らない道に切り替えることこそ重要です。以上で、6号に対しての討論を終わります。

次に、議員提出議案第7号 地方公会計の整備促進に係る意見書（案）について、反対の立場から討論を行います。

地方公会計の整備促進に関しては、昨年1月の総務大臣通知により、全国の各自治体において統一的な基準による財務書類を原則として、平成27年度から平成29年度までの3年間で策定するよう要請されているところであります。そこで早期の整備ができるよう国会及び政府に次の3点を求める内容になっています。1点目は財務書類を早期に作成するために固定資産台帳の整備に取り組む必要がある。そのために相当な作業コストを要するため、団体の財政力に応じた適切な財政措置を講じること。2点目は、公認会計士等の専門家を派遣するなど、実務面でのきめ細かな支援を実施すること。3点目は、統一的な基準による財務書類を作成、活用するために複式簿記の知識が必要となるため、自治体職員や地方議員向けの研修を充実するという内容になっています。

現在の官庁会計方式だけでその自治体の決算書など見ても、その自治体の財産がどれだけあるのか、金額的にはっきりつかむことができないことなど、改善すべき点はあります。しかし、発表されたバランスシートを見て、自治体の財政状態を正しくつかむことができるでしょうか。資産と負債のバランスをとることにより、深刻な地方財政危機の実態が覆い隠され、企業会計なら健全となって、さらに借金ができるということになりかねません。バランスシートの作成は、必ずしも正確な自治体の財政評価を導くものではありません。大事な事は、税金の使われ方をきちんと吟味し、地方財政の全体像を正確に分析することです。利潤を追求するための企業会計のやり方を、営利を目的とせず住民の福祉の増進を図る自治体の会計に適用することには問題があり賛成できません。以上です。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議員提出議案第6号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議員提出議案第7号 地方公会計の整備促進に係る意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「報告第1号 専決処分^{（一）}の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)」及び「報告第2号 専決処分^{（二）}の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)」、以上2件についての報告を求めます。住宅課長。

○住宅課長（町野昌宏）

報告第1号及び報告第2号につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起及び和解の申し立てをいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

議案書の89ページをお願いいたします。報告第1号につきましては、市営住宅の管理上必要

な訴えの提起に関するものです。事件の概要に記載されております10名の者は、住宅使用料を滞納し、文書による督促や催告、戸別訪問による納入指導に従わないほか、分割納入にも応じず、契約解除を通知するに至ってもなお、誠意を示さない者であります。したがって、公営住宅法第32条及び飯塚市市営住宅条例第43条の規定により福岡地方裁判所飯塚支部に明け渡し訴訟を提起したものです。

続きまして、議案書の90ページをお願いいたします。報告第2号につきましては、市営住宅の管理上必要な和解の申し立てに関するものです。事件の概要に記載されております12名の者は、報告第1号の者と同様に住宅使用料を滞納してきましたが、契約解除を通知するに至り、態度を改め、和解の意思を示しました。以上のことにより、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものです。

今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から、厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。

以上簡単でございますが、報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。8番 宮嶋つや子議員。23番 古本俊克議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これもちまして平成28年第1回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間おつかれさまでした。

午後 2時25分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	18番	明石哲也
5番	光根正宣	19番	藤浦誠一
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	城丸秀高
9番	兼本芳雄	23番	古本俊克
10番	永末雄大	24番	道祖満
11番	守光博正	25番	平山悟
12番	田中裕二	26番	坂平末雄
13番	佐藤清和	27番	森山元昭
14番	江口徹	28番	梶原健一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

調査担当主査 林利恵

書記 岩熊一昌

議事係長 斎藤浩

書記 淵上憲隆

書記 宮嶋友之

◎ 説明のため出席した者

市長 齊藤守史

公営競技事業所長 井出洋史

副市長 田中秀哲

市民環境部次長 吉原文明

教育長 片峯誠

都市建設部次長 鬼丸力雄

上下水道事業管理者 梶原善充

会計管理者 森田雪

企画調整部長 森口幹男

住宅課長 町野昌宏

総務部長 石田慎二

財務部長 高木宏之

経済部長 伊藤博仁

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 田中淳

福祉部長 金子慎輔

都市建設部長 菅成微

上下水道局次長 諫山和敏

教育部長 瓜生守

地域連携都市政策室長 久原美保

企画調整部情報化推進担当次長 大庭章司

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番